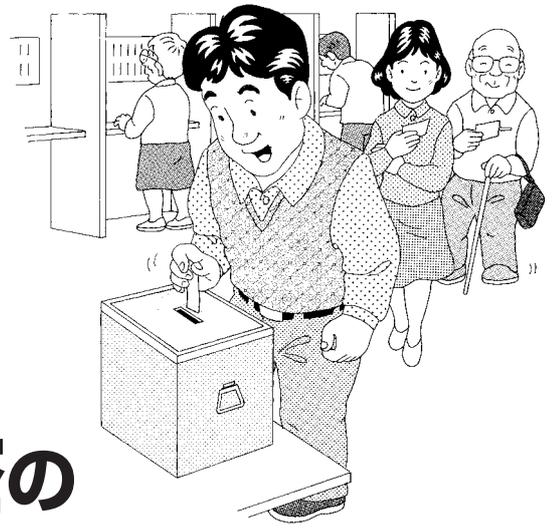


# 4月13日(日)は

## 知事・道議会議員 選挙の 市長・市議会議員

# 投票日です



投票は  
午前7時  
午後8時

あなたの1票が明るい明日の社会を築きます。  
忘れずに投票しましょう。

四つの選挙を実施



「選挙のめいすいくん」

投票の順序・時間

4月13日(日)は、知事・道議会議員・市長・市議会議員の選挙が同時に行われます。

投票所では、①知事②道議会議員③市長④市議会議員の順序で4回投票します。四つの選挙の種類ごとに、投票記載所と投票箱が設置されています。投票時間・投票用紙の色は次の通りです。

投票時間

午前7時～午後8時。

投票用紙の色

知事 白色、道議会議員 薄青色(あさぎ色)、市長 桃色、市議会議員 薄黄色。道議会議員と市議会議員は、区ごとに選挙をしますので、

選挙人名簿に登録されている区の候補者に投票することになります。

議員定数

選挙区	道議	市議
中央区	3人	7人
北区	4人	10人
東区	4人	9人
白石区	3人	7人
厚別区	2人	5人
豊平区	3人	7人
清田区	2人	5人
南区	2人	6人
西区	3人	7人
手稲区	2人	5人
計	28人	68人

選挙の告示日

告示日	選挙の種類
3月27日(木)	知事
3月30日(日)	市長
4月4日(金)	道議会議員 市議会議員

投票できる方

本市の投票所で投票できる方は、原則として本市の選挙人名簿に登録されていて、投票日現在、本市に住所がある方です。

選挙人名簿の登録

すでに(3月1日現在)登録されている方

昭和58年3月2日までに生まれた方で、昨年12月1日までに転入などで本市に住民票が作成され、今年3月1日現在、引き続き住民票がある方。

在、引き続き住民票がある方。今回の選挙のために新たに登録される方

昭和58年4月14日までに生まれた方で、次の①②③に該当する方。

①知事選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月26日までに転入などで本市に住民票が作成され、今年3月26日現在、引き続き住民票がある方。

②市長選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月27日から29日までに本市に転入届をし、今年3月29日現在、引き続き住民票がある方。

③道議会議員・市議会議員選挙の告示日の前日に登録される方

昨年12月30日から今年1月3日までに本市に転入届をし、4月3日現在、引き続き住民票がある方。

※なお、今年1月4日以降に本市に転入届をした方は、「転入」の項目をご覧ください。

転出・転入した方

転出・転入した方で次の場合は、知事・道議会議員選挙のみ投票ができます。その際には、市町村長の発行する「引き続き道内に住所を有す